

第 2 節 災害応急対策活動

- | | |
|--------|---------------------|
| 第 1 項 | 地震情報の発表及び伝達計画 |
| 第 2 項 | 被害情報等収集伝達計画 |
| 第 3 項 | 災害広報計画 |
| 第 4 項 | 地震水防対策の実施 |
| 第 5 項 | 二次災害の防止 |
| 第 6 項 | 救助・救急 |
| 第 7 項 | 避難対策の実施 |
| 第 8 項 | 交通・輸送対策の実施 |
| 第 9 項 | 医療救護計画 |
| 第 10 項 | 要援護者の支援 |
| 第 11 項 | 保健衛生、防疫、環境対策 |
| 第 12 項 | 遺体の搜索、収容及び火葬 |
| 第 13 項 | 飲料水の供給 |
| 第 14 項 | 食糧の供給 |
| 第 15 項 | 生活必需品の供給 |
| 第 16 項 | 住宅の確保 |
| 第 17 項 | ごみ・し尿・がれき等の処理 |
| 第 18 項 | 文教対策の実施 |
| 第 19 項 | 警備対策の実施 |
| 第 20 項 | ライフライン施設の応急・復旧対策の実施 |

第1項 地震情報の発表及び伝達計画

1. 地震情報の発表及び伝達

(1) 地震情報の内容と伝達方法

地震情報とは、九州・山口県内の有感地震、局地的に群発する地震などが発生したときに福岡管区気象台が発表するもので、その種類は次のとおりである。

1) 震度速報

担当する観測区域内（九州・山口県内）において、大きな地震が発生したときに防災のための立ち上がり情報として、地震の発生時刻及び大きな揺れを観測した地域名（震度3以上の地域）を発表する。

2) 地震情報

大きな地震が発生したとき、または群発地震など特別な地震が発生したときに地震現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果、状況を発表する。

3) 各地の地震に関する情報

有感地震を観測したときに各地点の震度を発表する。

知事は、福岡管区気象台が発表する上記の地震及び津波に関する情報が下記に該当する場合、県防災行政無線により、直ちに市、消防本部及び県出先機関に伝達するものとする。

ア. 地震に関する情報については、県内において震度4以上の地震が観測された場合

イ. その他状況に応じ必要と認める場合

(2) 地震に関する情報の伝達

1) 住民への広報

大規模な地震発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

2) 事前措置

市は、住民等へ地震（本震・余震）に関する情報の発表があった場合、直ちに防災行政無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

第2項 被害情報等収集伝達計画

《 基本方針 》

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

1. 被害情報の収集と被害規模の早期把握

大規模地震が発生した場合、市・県の活動体制の規模、広域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模及び災害救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があるが、そのためには、早い段階で被害規模を把握することが重要である。

(1) 地震被害情報の収集

1) 初動時期における災害情報の収集（第一報）

地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

- ア. 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報
- イ. 人命救助に係る情報
- ウ. その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。

また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

2) 各班は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

- ア. 人的被害
- イ. 建物、施設等の被害
- ウ. 避難の状況
- エ. 防災関係機関の防災体制（配備体制等）
- オ. 防災関係機関の対策の実施状況
- カ. 交通機関の運行、道路の状況

3) 電気、ガス、上下水道、電話等生活関連施設の運営被害状況

4) 各地区に被害情報の収集担当班を定め、消防団や自主防災組織又は、区長等の協力を得て初期情報の収集に努める。

(2) 被害規模の早期把握のための活動

市は、被害規模を早期に把握するため、地震情報から被害の発生が予想される地域を中心として、参集職員の参集途上における視認情報、110番及び119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。

(3) 被害中心地及び被害規模の推定

市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集にあたる。

市は、自衛隊（震度5以上の場合）、警察等が実施するヘリコプターにより上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(4) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

市は災害情報の収集にあたっては、所轄警察署と密接に連絡する。

(5) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(6) 災害医療情報の確保

災害医療情報の収集にあたっては、県救急医療情報センターの機能の把握を行うとともに医療情報の総合的なネットワーク化を図る。

2. 被害状況の報告基準、方法等【資料編*1*2 参照】

被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところによる。

3. 通信計画

(1) 災害発生直後の対応

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、必要に応じ、市及び県は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに県に連絡し、通信の確保に必要な措置を講ずるよう求める。

(2) 災害時における通信連絡

1) 防災行政無線の活用

市、消防本部及び県出先機関等が、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため相互に通信連絡を行う場合は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを活用する。

- ア. 気象情報等共通の情報を県庁（統制局）から各関係機関へ伝達するときは、一斉通報により行う。
- イ. 災害が発生し、または発生するおそれのあるときは、統制局からの通信統制等により、被害状況の報告等の緊急通信を優先させる。
- ウ. 被災現場から直接通信の必要がある場合は、移動系無線等により通信を行う。
- エ. 市から県への被害情報の収集処理を迅速に行うため、防災情報システムを活用する。

2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置を要請する。

3) 公衆電気通信設備の利用

公衆電気通信設備の利用については、一般災害対策編 第 3 章 第 5 節「被害情報等収集伝達計画」第 4 項「通信計画」に準ずる。

4) その他の通信設備の利用

公衆電気通信設備が利用できない場合については、一般災害対策編 第 3 章 第 5 節「被害情報等収集伝達計画」第 4 項「通信計画」に準ずる。

(3) 非常災害時における通信料の免除扱い

非常災害時における通信料の免除扱いについては、一般災害対策編 第 3 章 第 5 節「被

*1 ● 資料 3.5.2「福岡県災害調査報告実施要綱（抄）」

*2 ● 資料 6.2.1「関係機関連絡先」

害情報等収集伝達計画」第 4 項「通信計画」に準ずる。

(4) 災害時における地上と陸上自衛隊航空機との交信方法（昭和43年11月 7 日決定）

1) 地上から航空機に対する信号の種類

信号の種類については、一般災害対策編 第 3 章 第 5 節「被害情報等収集伝達計画」第 4 項「通信計画」に準ずる。

第 3 項 災害広報計画

《 基本方針 》

地震後の困難な状況を打開し、混乱を防止するとともに速やかな復旧を図る上で広報はきわめて大きな影響力を有する活動であり、危機管理の重要な一翼を担っている。

効果的な広報を行うためには、広報ニーズの的確な把握と状況の展開予測をもとに、先行的に対応することが肝要である。

1. 災害広報

災害状況の広報については、“広報班”を主管として行う。

(1) 災害広報内容

本項の定める他、一般災害対策編 第 3 章 第 6 節「災害広報計画」に準ずる。

1) 広報内容

災害広報は、報道機関に対するものと、住民に対するものとに分けて行う。

- ア. 余震等、地震の発生に関する今後の見通し
- イ. 被災状況と応急措置の状況
- ウ. 避難の必要性の有無
- エ. 交通規制及び各種輸送機関の通行状況
- オ. ライフラインの状況
- カ. 医療機関の状況
- キ. 防疫活動の実施状況
- ク. 食糧、生活必需品の供給状況
- ケ. その他住民のとるべき行動
 - ① 火災、地すべり、危険物施設に対する対応
 - ② 電話、交通機関等の利用制約
 - ③ 食糧、生活必需品の確保
- コ. 余震対策に関する情報

2) 住民に対する広報

住民への広報内容について、避難の緊急度、危険性、広報優先地域等を見極め、必要な情報を周知する。

3) 警察の行う広報内容

警察は、市等の防災関係機関と緊密な連携を図り、次の事項について迅速な広報を行う。

- ア. 災害に対する注意喚起に関する事項
- イ. 避難所、経路及び避難時における留意事項
- ウ. 犯罪予防上の留意事項
- エ. 危険物の保安措置等に関する事項
- オ. 交通規制状況等の交通の円滑確保に関する事項
- カ. 災害状況、被害状況等の災害状況に関する事項
- キ. 警備活動状況等の応急対策に関する事項
- ク. その他秩序維持上必要な事項

(2) 広報の実施

市は、県に準じて広報を行う。なお、広報内容については、以下のものについても配慮するものとする。

- ・避難勧告・指示等に関すること
- ・災害時における住民の心がまえ
- ・自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- ・安否情報に関すること
- ・避難所の設置に関すること
- ・応急仮設住宅の供与に関すること
- ・炊き出しその他による食品の供与に関すること
- ・飲料水の供給に関すること
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること
- ・その他

対 象	情 報 提 供 ルート	伝 達 手 段
避難所等の被災者	避難所巡回員等	掲示板、広報資料、ファクシミリ、インターネット等
県外避難者	各都道府県公営住宅管理主管課、各都道府県県政記者クラブ、住宅公団との連携等	広報資料、インターネット等
障がい者・高齢者等	福祉ボランティア等	広報資料、ファクシミリ、インターネット等
外国人	外国人団体、ボランティア団体、外国人県民相談窓口との連携等	(外国語訳された広報資料等を用いる)ファクシミリ、インターネット、外国語によるラジオ放送等

(3) 住民等からの問い合わせへの対応及び相談活動

市は、被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談または要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。

2. 災害放送の要請

市は、放送局を利用することが適切と考えるときは、やむをえない場合を除き、県を通じて行う。

(1) 緊急警報放送の要請

緊急警報放送の要請については、一般災害対策編 第 3 章 第 6 節「災害広報計画」第 2 項「広報要領」に準ずる。

3. 広報の実施方法

広報の実施方法については、一般災害対策編 第 3 章 第 6 節「災害広報計画」第 3 項「広報の実施方法」に準ずる。

4. 報道機関へ要請及び発表する広報内容例

(1) 県への広報要請

市長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知事に対して基本法第 57 条に基づき、放送の要請を依頼する。

(2) 報道機関へ要請及び発表する広報内容例

1) 災害の初期

- ア. 災害による被害を最小限に止めるための行動指示等【要請】
- イ. 災害対策本部の設置の有無【発表】
- ウ. 火災状況（発生箇所、被害状況等）【発表】
- エ. 倒壊家屋件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）【発表】
- オ. 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ【要請】
- カ. 診療可能病院及びその診療科目【発表、要請】
- キ. 避難状況等【発表】
- ク. 被災地外の住民へのお願い【要請】

(例)・被災地への不要不急の電話の自粛

- ・家族、知人等の安否確認は、NTTの安否情報システムにより、行って欲しい旨の依頼
- ア. 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項【要請】
- イ. 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）【発表、要請】
- ウ. 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）【発表、要請】
- エ. 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）【発表、要請】

2) 救援期

- ア. 被災地外の住民へのお願い【要請】

(例)・個人からの義援は原則として義援金とする旨の依頼

- ・まとまった義援物資を送付に際して、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記する旨の依頼
- イ. 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項【要請】
- ウ. 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時等）【発表、要請】
- エ. 電気、電話、水道等公益事業施設状況（復旧見通し等）【発表、要請】

(3) 広報要請先

要請先	連絡種別	勤務時間内	勤務時間外
県消防防災指導課	県防災行政無線	《発信番号 78-》 700-7022	《発信番号 78-》 700-7027 (宿直室)
	加入電話	092-641-3111 (消防係) 092-643-3113 (防災指導係)	
NHK 福岡放送局	県防災行政無線	《発信番号 78-》 982-70	
	加入電話	092-724-2800	

(4) 指定公共機関等における広報

1) 日本放送協会（福岡放送局）

災害時における放送番組は、災害の種別、状況に応じ、有効、適切な災害関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止するとともに、災害に関する官公庁、その他の関係機関の通報事項に関しては、的確かつ臨機の措置を講じて一般に周知する。

ア. 緊急警報放送

緊急警報放送は次の場合に限り実施する。

- a. 災害対策基本法第 57 条の規定により地方公共団体の長から求められた放送を行う場合

イ. 災害関連番組の編成

災害時または災害の発生が予想される場合には、必要な施設、機材、要員の確保に努め、状況に応じ、次のとおり災害関連番組を構成する。

- b. 災害関係の情報、注意報
- c. 災害関係のニュース及び告知事項
- d. 災害防衛または災害対策のための解説、キャンペーン番組
- e. 一般民心の安定に役立つ教養・娯楽番組等

ウ. 受信機の復旧対策

- a. 被災受信機の取扱について、告知放送、広報車、ポスターまたは新聞、官公庁の広報紙等部外広報機関を利用して周知する。
- b. 受信機巡回修理班を構成するとともに、巡回修理、共同修理、技術情報等により被災受信機の復旧を図る。
- c. 関係団体との協力により、被災受信者への受信機の導入を図る。
- d. 避難所等へ受信機を貸与する。

2) 九州電力株式会社

広報車、報道機関により、被害箇所の復旧見通しや感電事故防止について、住民への周知に努める。

災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

3) 九州旅客鉄道、西日本鉄道

駅内の掲示板、案内所、報道機関により、被害箇所の復旧見通しや輸送再開の状況について、住民への周知に努める。

4) 西日本電信電話株式会社

トーカー装置、広報車及び報道機関により、被害箇所の復旧見通しや通話の疎通状況等について住民への周知に努める。

5) ライフライン関係機関等への要請

地震後、市及び県に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。そのため、常に住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、関係団体連絡員調整室を通じてライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要望する。

6) その他の防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、防災業務計画等に定めるところによるほか、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施する。

第4項 地震水防対策の実施

《 基本方針 》

地震による河川堤防等の被害により、河川増水に伴う氾濫等の水害危険が予想される。これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定めるものとする。

1. 実施内容

市における水防組織、活動及び予警報の伝達等については、「市水防計画」の定めるところによる。

2. 応援協力関係

- (1) 水防管理団体は、自らの水防活動の実施が困難な場合、他の水防管理団体、または県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。
- (2) 県は、水防管理団体からの応援要請事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、陸上自衛隊等に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。

第5項 二次災害の防止

《 基本方針 》

大規模な火災、危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び余震等に伴う二次災害に対する活動を定める。

1. 震災消防活動

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、消防機関等は、次により出火防止措置及び消防活動を実施する。

(1) 出火防止、初期消火

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(2) 消防活動

1) 基本方針

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害などと同時に発生するケースが多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、消防活動は、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼阻止線を設定するなど消防力の効率的運用を図る。

2) 危険物火災等に対する消防活動

ア. 特殊火災の消防活動

特殊火災の消防計画については、高層建築物、地下街等特殊建造物の消防計画によるほか、次によるものとする。

a. 危険物火災

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性または爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

イ. 特殊地域の消防活動

a. 危険区域

木造建設物または危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備部隊を編成待機せしめて、風位の変化等による不測の事態に備える。

(3) 救急救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社福岡県支部、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

(4) 被災地域以外の市町村等による応援

被災地域以外の市町村は、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) その他具体的対策等については、市消防計画による。

2. 高層建築物応急対策

(1) 消防機関

1) 消防活動要領

消防活動要領については、一般災害対策編 第 3 章 第 31 節「高層建築物災害応急対策計画」第 1 項「消防機関」に準ずる。

2) 消防活動計画

ア. ガス漏洩事故

ガス漏洩事故については、一般災害対策編 第3章 第31節「高層建築物災害応急対策計画」第1項「消防機関」に準ずる。

イ. 火災等

火災等については、一般災害対策編 第3章 第31節「高層建築物災害応急対策計画」第1項「消防機関」に準ずる。

(2) 警察

人命保護を最重点として、一般災害対策編 第3章 第31節「災害広報計画」第2項「警察」に準ずる他、本章第19節「警備対策の実施」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

3. 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な地震により、危険物、火薬、高圧ガス、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限に止めるため、一般災害対策編 第3章 第32節「危険物等災害対策計画」の規定に基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

4. 余震、降雨等に伴う二次災害の防止

市、県及び関係機関は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害、建築物被害の危険を防止することとする。

(1) 水害・土砂災害・宅地災害対策

市及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

※アドバイザー制度・・・(社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

(2) 建築物災害対策（応急危険度判定）

市及び県は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定体制の整備を促進する。建築技術者等の協力を得て、被災建築物等の応急危険度判定を速やかに行い、応急処置を行うとともに、災害のおそれのある場合は適切な避難対策を実施するものとする。

応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

(3) 宅地災害対策（被災宅地危険度判定）

市及び県は、被災した宅地の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。

危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

第6項 救出救助

《 基本方針 》

大規模地震時には、家屋の倒壊や、土砂災害等により閉所に閉じ込められた者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、市、警察は、消防機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

1. 住民及び自主防災組織の役割

地震発生直後における家屋の倒壊による被災者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠するべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織等は地震発生直後から、自発的に被災者の救出・救急活動を行うとともに、救出・救急活動を行う各機関に協力するよう努める。

2. 救出救助対策

(1) 市は、被災地での救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請するもとともに、地震直後から地域の住民、事業所等に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の被災者等に対する救出活動等への協力を喚起する。

1) 初動体制の確立

被災者の救出活動は、広範囲な被災現場において激甚な地域や優先地域を判断し、関係機関と連携し、迅速な要員及び資機材の確保、救出体制、支援体制を確立する。

2) 救出等の応援要請

市は、被災地の救助・救急活動を行う他、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。また、自衛隊への派遣要請の必要性を判断し、必要と認めた場合は知事に自衛隊の派遣要請依頼を行う。

(2) 消防機関により編成された救助隊等は、救助に必要な車輛、特殊機械器具、その他資機材を調達し、必要に応じ消防相互応援協定に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に救助にあたる。

(3) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助にあたる。

(4) 市自体の能力で救出作業に必要な車輛、特殊機械器具等の調達が困難なときは、関係事業者、県及び隣接市町村に協力または応援を要請する。

3. 警察

災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講じるとともに、災害が発生した場合は、次による被災者の救出処置をとる。

- (1) 要救助者及び死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動
- (2) 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送活動
- (3) 行方不明者がある場合は、その速やかな搜索活動
- (4) 救出救助活動の迅速円滑を図るために必要な交通整理規制等の所要活動

救出対策については上記のほか、一般災害対策編 第 3 章 第 13 節「公安警備・救出計画」第 2 項「救出対策」に準ずる。

4. 災害救助法による救出対策

災害救助法の適用に基づく措置は、一般災害対策編 第 3 章 第 13 節「公安警備・救出計画」第 2 項「救出対策」に準ずる。

第 7 項 避難対策の実施

《 基本方針 》

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための避難方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

1. 避難の勧告、指示並びに伝達

地震等による災害の危険が切迫し、住民を避難させる必要がある場合、避難勧告、指示の責任者を明確にし、避難体制を確立する。

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、大規模な地震が発生等により危険が急迫している場合、危険区域の居住者、残留者に対し避難の立ち退きを勧告し、または立ち退きを指示する。

- (1) 避難勧告、指示の基準

避難勧告、指示の基準については、一般災害対策編 第 3 章 第 9 節「避難計画」第 2 項「避難勧告及び指示並びに伝達」に準ずる。

- (2) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの勧告し、または立ち退きの指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

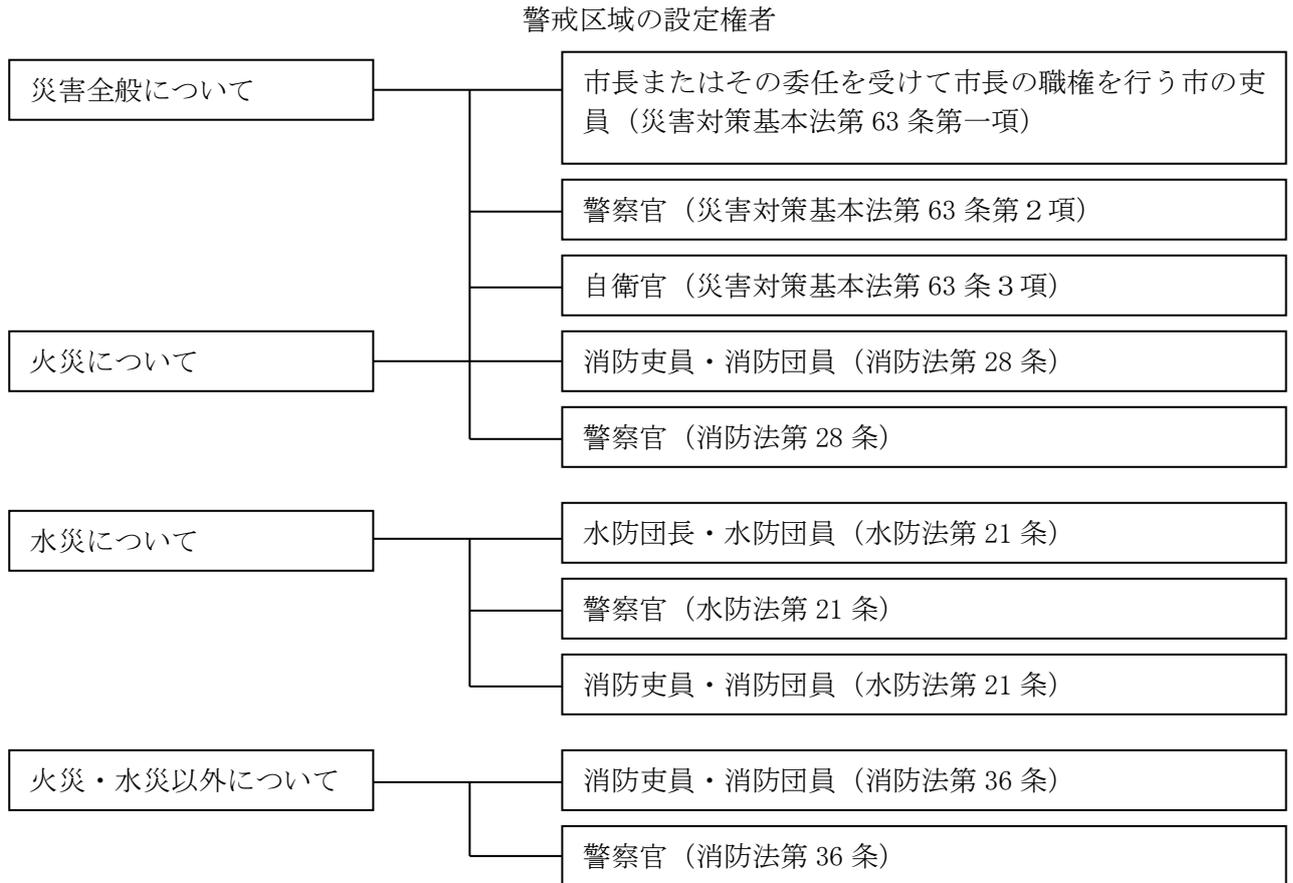
- (3) 住民等への周知

住民等への周知については、一般災害対策編 第 3 章 第 9 節「避難計画」第 2 項「避難勧告及び指示並びに伝達」に準ずる。

2. 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は消防法または水防法によって行うこととする。なお市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が災害対策基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部または一部を代行することとする。(災害対策基本法第 73 条第 1 項)



(2) 警戒区域（災害対策基本法第 63 条関係）の設定

災害対策基本法第 63 条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

- 1) 市長は、災害が発生しまたはまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- 2) 警察官または海上保安官は、市長（権限の委託を受けた職員を含む。）が現場にいないとき、または市長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官または海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。
- 3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市長へ通知することとする。

なお、市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止または退去を命ずること。

3. 避難者の誘導及び移送

(1) 避難者の誘導及び移送

住民等への周知については、一般災害対策編 第3章 第9節「避難対策」第3項「避難誘導及び移送」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

1) 災害時要援護者の避難誘導・移送

市は、災害時要援護者に対しては優先的に避難誘導・移送を行う。

2) 避難者の移送

市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合には、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び隣接市町等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

(2) 警察

1) 避難者の誘導

警察は、住民等の避難誘導にあたって市に協力する。

2) 避難者の移送

警察は、市の被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合に、市から協力依頼があった時は、避難者を他地区へ移送する等の協力を行う。

4. 避難所の開設

(1) 避難施設等の開設

市は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

避難施設は、地震発生後の施設の被害状況を確認し、指定した建物等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、必要な措置をとる。

また、住民の避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、あらかじめ住民に周知しておく、避難の問い合わせ等に対し円滑に対応できるようにする。

上記以外の項目については、一般災害対策編 第3章 第9節「避難計画」第4項「避難所の開設」に準ずる。

5. 学校、病院等の避難対策

学校、病院等の避難対策については、一般災害対策編 第3章 第9節「避難計画」第5項「学校、病院等の避難対策」に準ずる。

6. 収容施設の確保

(1) 応急仮設住宅の提供

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、災害発生後、避難者の健全な住民生活の早期確保を図るため、速やかに県と協議の上建設するものとする。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

7. 要援護者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては高齢者、障害者等の要援護者に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

上記以外の項目については、一般災害対策編 第3章 第9節「避難計画」第7項「災害要援護者等を考慮した避難対策」に準ずる。

第8項 交通・輸送対策の実施

《 基本方針 》

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを経済輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。

その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

緊急輸送については、あらゆる必要な手段を利用し総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に、機動力や大量輸送が可能なヘリコプター等の活用を推進する。

また、必要に応じ、自らの緊急輸送を行うほか、輸送関係機関及び県に緊急輸送を要請するものとする。

自衛隊は、県知事等からの要請に基づき自ら保有する航空機、車両を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。

1. 応急活動計画

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第3章 第18節「交通対策計画」第19節「緊急輸送計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

2. 交通の確保対策の実施

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

（1） 陸上の交通対策

1) 警察（公安委員会）による交通規制等

- ア. 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、交通の安全と円滑を図り、または災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、区間または区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。
- イ. 災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは緊急通行車両の先導を行う。

- ウ. 緊急通行車両の通行の確保等の確、円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。
- 2) 道路管理者による通行の禁止、制限
 - 道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。
- 3) 相互の連携・協力
 - 警察（公安委員会）及び道路管理者、鉄道事業者等は、次の事項について、相互に連携、協力し、的確、円滑な災害応急対策を実施する。
 - ア. 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
 - イ. 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請を行う。
 - ウ. 通行の禁止または制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、または緊急を要する場合は事後すみやかにその内容及び理由を通知する。
 - エ. 指定公共機関、指定地方公共機関にある鉄道事業者は、災害、事故発生時の状況及び、その後の運行体制についての連絡・通報をする。
- 4) 通行の禁止・制限を実施した場合の措置
 - 通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講じる。
 - ア. 法令の定めに基づき、道路標識の設置等の必要な措置
 - イ. 迂回路の指定等適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項を周知させる措置
- 5) 広報
 - 通行の禁止または制限の措置を講じた場合において、必要がある場合は、適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努める。

3. 交通施設の応急・復旧

交通施設は、災害時等において緊急通行車両の通行の確保に欠くことのできない重要施設である点にかんがみ、関係機関は、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。

(1) 道路施設

1) 方針

国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、県、市等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請または指示するものとする。その場合、緊急輸送ルート確保を最優先に応急復旧等を実施するものとする。

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、建設省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めるものとする。

2) 国・県・市・警察（公安委員会）

各道路管理者及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、または緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。

- ア. 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。

- イ. 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。
この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。
- ウ. 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。
- エ. 上下水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。
なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。
- オ. 交通信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。

3) 西日本高速道路株式会社

- ア. 通行の禁止または制限の実施基準
 - a. 必要と認められる場合は、交通の危険を防止するための通行の禁止または制限を実施したうえ、速やかにエ. に定める点検を行う。
 - b. 通行の禁止または制限を実施する場合は、警察及び周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知等を行う。
- イ. 通行の禁止または制限の実施方法
 - a. 通行の禁止または制限を実施する場合には、可変情報板等により、通行中の車両に対して通行の禁止または制限の表示を行うとともに、インターチェンジ等から同区間内に対象車両が流入しないよう措置する。
 - b. 通行の禁止または制限を実施した場合において、同区間内の本線上にある車両またはサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車及びラジオ等により、原則として、当公団の指定するインターチェンジ等から流出する等適切な措置を講ずる。
- ウ. 通行の禁止または制限の解除等
 - a. 点検の結果、通行の禁止または制限の必要がないと認められる場合は、直ちに当該通行の禁止または制限を解除するものとする。
 - b. 点検の結果、通行の禁止または制限の必要が認められる場合は、状況に応じ通行の禁止または制限の措置を講ずるものとする。
 - c. 通行の禁止または制限を行った場合において、災害が発生しているときは、速やかに応急復旧を行う。
 - d. 通行の禁止または制限を解除または変更するときは、警察及び周辺道路の道路管理者に必要な協議通知等を行う。
- エ. 点検
過去の地震災害状況を勘案し、必要に応じて点検を行う。
- オ. 応急復旧
 - a. 応急復旧の基本方針
災害が発生した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行を確保し、被害の拡

大を防止する観点から応急復旧を行う。

この場合において、通行止めを実施しているときは、少なくとも上下線が分離されている道路にあっては上下線各 1 車線または片側 2 車線を、分離されていない道路にあっては、1 車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

b. 応急復旧の実施

応急復旧の実施にあたっては、本復旧においてとられる工法の如何にかかわらず、被害の態様に合わせ、最も迅速な工法を採用する。

か. 緊急通行車両の取り扱い

通行の禁止または制限を実施した場合において、緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、これらの車両を通行できるように暫定的な復旧措置を講ずるよう努める。

なお、これらの車両を通行させる際には、道路状況、被災状況等を了知させ、通行方法等の指示を行う。

き. 関係機関との協議

通行の禁止制限の実施、解除、緊急通行車両の取り扱いのほか必要な事項については、警察、地方公共団体、他の道路管理者等関係機関とあらかじめ協議する。

(2) 鉄道施設

1) 九州旅客鉄道株式会社

ア. 災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「運転取扱心得」「気象異常時運転規制手続」「運転事故並びに災害応急処理標準」「大災害応急処理標準」に基づき対処する。

イ. 災害時の代替輸送方法

他社に代行輸送を依頼する。

ウ. 災害対策本部の設置

災害が発生した場合または発生のおそれがある場合の応急・復旧処理、救護等については、運転事故並びに災害応急処理標準により、本社に対策本部を、現場には復旧現場本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

エ. 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、運転事故並びに災害応急処理標準に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確・迅速を期す。

オ. 応急措置（案内広報など）

関係駅長及び関係列車の車掌は、輸送指令及び運転手と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込、接続関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

カ. 応急復旧体制

復旧現場本部は対策本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

2) 西日本旅客鉄道株式会社

災害発生時においては、「新幹線運転取扱心得」、「新幹線災害時運転規制等取扱手続」、「鉄道事故及び災害応急処理準則」、「線路災害等保安準則」、「福岡支社鉄道事故及び災害応急処理要領」、「新幹線施設指令業務取扱マニュアル」に基づき対処する。

ア. 地震時の列車の運転規制

管内の 4 箇所の変電所に地震計を設置しており、最大加速度 40 ガル以上感知したとき、停止となる。また、速度規制を行う。80 ガル以上かつ取扱震度 4 で地震計の受け持ち範囲で運転中止となる。九州地区指令、中央指令にて表示用動作ランプが点灯(40 ガル、80 ガル、120 ガル)する。

また、遠隔地で発生した地震をいち早く感知して新幹線を緊急停止させる「地震動早期検知警報システム」愛称「ユレダス」を導入している。当管内では福岡、延岡にユレダスの検知点を設置し、新幹線の安全を保っている。

イ. 災害時の代替輸送方法

九州旅客鉄道株式会社に代行輸送を依頼する。

ウ. 災害対策本部の設置

災害が発生した場合または発生のおそれがある場合の応急処理、復旧、救護等については、新幹線鉄道事故・災害応急処理準則、福岡支社鉄道事故及び災害応急処理要領により、支社に事故対策本部を、現地には復旧本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

エ. 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、福岡支社鉄道事故及び災害応急処理要領に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確・迅速を期す。

オ. 応急措置（案内広報など）

関係駅長及び関係列車の車掌は、東京指令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況復旧の見込み、接続関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

カ. 応急復旧体制

現地復旧本部と密接な連絡と正確な状況把握を行い、対策本部において復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

3) 日本貨物鉄道株式会社 九州支社

ア. 災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「運転取扱心得」「災害時運転規制等手続」及び「運転事故及び災害復旧標準（案）」に基づき対処する。

イ. 災害時の代替輸送方法

列車の運転抑止が長時間にわたると認められたときは、トラック等による代行輸送及び振替輸送を実施する。

ウ. 災害対策本部の設置

災害発生時には、「運転事故及び災害復旧標準（案）」に定める基準にしたがい、支社に対策本部を設置するとともに、現場に現場復旧対策本部を設置し、情報収集、広報・連絡、応急復旧、代替輸送及び救援活動等の災害対策を統括する。

エ. 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報については「運転事故及び災害復旧標準（案）」に定める連絡・速報により正確・迅速を期している。

オ. 応急措置（案内広報など）

災害発生時において、列車の運転に支障が認められるときは、運行管理を委託している九州旅客鉄道株式会社の輸送指令が直ちに列車の緊急停止手配を行う。また、荷主・通運等に対する連絡等の業務は関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、代行輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について、正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。

カ. 応急復旧体制

災害発生時における応急復旧体制については、「運転事故及び災害復旧標準（案）」に基づき、支社対策本部と現場復旧対策本部が密接な連絡をとって、正確な情報把握を行い、応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保計画等を策定し、速やかな復旧を図る。

4) 西日本鉄道株式会社

ア. 災害時の列車の運転規制

災害時などにより列車の運行に危難が生じるおそれがある時は、その状況を考慮して列車の運転を一時中止するなど危難防止の措置を講じる。

天神大牟田線の鉄道線路路線に気象観測局を設置し、そこからの気象データを運転総合指令所の中央気象観測局に伝送集積して、気象状況の把握と画面表示を行う「気象観測システム」を導入しており、気象観測局は気温、風向風速、雨量、水位、地震の気象値を観測し、各気象状況により運転総合指令所から列車無線等での的確に指示する。

災害発生時には「運転取扱心得」「緊急時の救急体制要綱」「異常時の対応マニュアル」に基づき対処する。

イ. 災害時の代替輸送方法

列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは、当社バスによる臨時輸送などの代替バス輸送を実施する。

ウ. 災害対策本部の設置

災害発生時には「緊急時の救急体制要綱」に定める事故対策本部及び現地副本部の設置基準にしたがい、本部を設置し、必要に応じて、情報の収集、調査、連絡、広報等の活動を行う。

エ. 連絡通報体制

災害発生時においては「緊急時の救急体制要綱」に定める連絡系統により、速やかに関係各所に連絡をとる。

オ. 応急措置（案内広報など）

本社関係部署と現業各区所とは連絡を緊密にし、災害の状況、復旧作業の状態を把握し、復旧予定時刻、作業状況を逐次、広報担当へ連絡する。

また、広報担当は各報道機関の随時放送を利用し事故状況の情報を提供し広報する。

さらに、各管理駅、乗務所、営業所を通じ、駅構内の放送施設及び、車内放送を利用し、事故の情報（不通区間、乗換駅、代替輸送など）を放送し、旅客の案内誘導を行い、混乱の発生を防止する。

カ. 応急復旧体制

復旧責任者を定め、指揮命令系統を明確にして、総合的な復旧体制を確立し、迅速な復旧と、正確な状況把握、情報の伝達を行う。

4. 緊急輸送対策の実施【資料編 *3 参照】

緊急通行車両の実施については、一般災害対策編 第 3 章 第 19 節「緊急輸送計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(1) 鉄道及びバス事業者

被害発生地域を除き、所定の運転計画により旅客輸送に努めると同時に、県の要請に基づき、列車の特発、迂回運転等により災害応急対策物資・人員の優先輸送の措置を講ずるとともに、被災者移送等に使用する乗合自動車等の供給を行い緊急輸送に協力する。

(2) 自衛隊

県知事等からの要請等により、航空機、車両等により緊急輸送を行う。

(3) 救助法に基づく措置

救助法に基づく措置については、一般災害対策編 第 3 章 第 19 節「緊急輸送計画」第 5 項「災害救助法の基づく措置」に準ずる。

第 9 項 医療救護計画

《 基本方針 》

市は、医師会等の協力を求めて医療活動（助産を含む）を行うほか、必要に応じ、市域外の医療関係機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。

被災地域内の医療機関等は、病院、建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧対策の要請を行うものとする。

市及び県等は、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

1. 災害救助法に基づく措置

救助法に基づく措置については、一般災害対策編 第 3 章 第 14 節「医療助産計画」第 1 項「災害救助法に基づく措置」に準ずる。

2. 医療体制

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第 3 章 第 14 節「医療助産計画」第 2 項「医療体制」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(1) 医療救護部隊の設置

医療助産の救助は、原則として“災害救助班”が行う。ただし、重傷病患者等で処理することが困難な場合には、病院、診療所または助産所等に収容する。

1) 医療救護部隊の編成

医療救護部隊は、原則として医師、薬剤師、看護師、補助員で構成する。

2) 医療救護活動連絡指令体制

*3 ● 資料 3.19.1 「緊急通行車両の証明書等（別記様式 1～4）」

医療救護に関する指令については、災害医療情報センターを利用し、知事及び市長が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

3) 連絡指令方式

- ア. 市長は、地区医師会長の協力の下、市医療救護部隊の出動要請、近隣市町村への応援要請を行い、必要に応じて県知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。

(2) 初動体制の確立

救急医療活動は、被災現場において迅速な救護活動を行うため、迅速に地域の医療機関と連携し、医療関係者、施設の確保、搬送収容体制、支援体制を確立する。

- 1) 地元開業医、医療機関への要請
- 2) 医療救護部隊の派遣
- 3) 医療施設への受入れ体制の確保
- 4) 搬送体制の確保
- 5) 広域支援要請

3. 医療救護所の設置及び医療救護部隊の派遣等

(1) 医療救護所の設置

市は、地震により被災地の医療機関では対応しきれない場合に、避難所あるいは避難所の近く等に医療救護所を設置する。

(2) 医療救護部隊の派遣等

市長及び県知事は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護部隊を医療救護所、避難所等に派遣する。

4. 医療救護活動

(1) 医療救護活動の実施及び業務医療救護活動の実施及び業務については、一般災害対策編 第3章 第14節「医療助産計画」第2項「医療体制」に準ずる。

(2) 応援要請

医療救護所では対応できない重傷者や高度救命医療を要する者について、適切な災害時後方医療施設に搬送して収容、治療を行う。

1) 基幹拠点病院及び災害拠点病院

- ア. 被災重傷者の受入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施
- イ. 初動救護班の派遣
- ウ. ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等
- エ. 災害医療統率者の設置

ただし、災害拠点病院に適合する医療機関がない医療圏にあつては、近隣の医療圏との相互補完により対応する。

2) 災害時救急病院

災害時の迅速な被災重傷者等の傷病内容に応じた受入れを行う。

3) 医療施設の復旧協力

医療施設の被害状況を確認し、必要な施設及び資機材の利用可能性、状況を判断し、優先的な施設復旧と必要な支援を行う。

5. 特定医療対策

特定医療対策については、一般災害対策編 第 3 章 第 14 節「医療助産計画」第 2 項「医療体制」に準ずる。

6. 医療機関等への応援要請

医療機関等への応援要請については、一般災害対策編 第 3 章 第 14 節「医療助産計画」第 2 項「医療体制」に準ずる。

7. 搬送体制の確保

搬送体制の確保については、一般災害対策編 第 3 章 第 14 節「医療助産計画」第 3 項「搬送体制の確保」に準ずる。

8. 医療情報の収集・連絡体制

医療情報の収集・連絡体制については、一般災害対策編 第 3 章 第 14 節「医療助産計画」第 4 項「情報収集・連絡体制」に準ずる。

9. 医療機関のライフライン機能の維持及び早期回復

県は、市と連携を図りながら、医療機能を維持するために必要となる、水、電力、ガス等の安定的供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧を関係事業者に要請する。

第 10 項 要援護者の支援

《 基本方針 》

震災時には、自らの行動等に制約のある災害時要援護者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

1. 要援護者に係る対策

- (1) 災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることに鑑み、市は、以下の点に留意しながら要援護者対策を実施する。

- 1) 要援護者を発見した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
 - ア. 避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
 - イ. 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
 - ウ. 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
- 2) 要援護者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災 1 週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後 2～3 日目から、全ての避難所を対象として要援護者の把握調査を開始する。

2. 高齢者及び障害者等に係る対策

- (1) 市は、避難所や在宅における一般の要援護者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者等に係る対策を実施する。
 - 1) 被災した高齢者及び障害者等の迅速な把握に努める。
 - 2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
 - 3) 避難所等において、適温食と高齢者等に適した食事を工夫する。
 - 4) 被災した高齢者及び障害者等の生活確保に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
 - 5) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
 - 6) 避難所や住宅における高齢者及び障がい者等に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

3. 避難対策

避難対策については、一般災害対策編 第 3 章 第 9 節「避難計画」第 7 項「災害時要援護者等を考慮した避難対策」に準ずる。

4. 生活の場の確保

市及び県は、以下により、高齢者、障害者等の生活の場を速やかに確保することとする。

- (1) 応急仮設住宅の建設供与
応急仮設住宅の建設供与については、本章 第 16 節「住宅の確保」に準ずる。
- (2) 公営住宅・一般住宅の確保
公営住宅・一般住宅の確保については、本章 第 16 節「住宅の確保」に準ずる。
- (3) 公的宿泊施設の確保
公的宿泊施設の確保については、本章 第 16 節「住宅の確保」に準ずる。

第11項 保健衛生、防疫、環境対策

1. 防疫対策

市は、被災地、特に、避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努め、被災者の健康状態を十分把握し、被災地域における感染症の予防、環境の悪化を防止するため迅速かつ的確な防疫活動を行う。

必要に応じ、仮設トイレを早期に設置する等、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても適切な措置を講ずるものとする。

(1) 防疫の実施

あらかじめ定める計画により、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、感染症の蔓延防止等適切な予防措置を講じるため防疫活動及び検病調査を実施する。

市は、知事の指導または指示に基づき、防疫活動を実施する。

(2) 防疫班の編成

また、防疫実施のため、次により防疫班を編成については、一般災害対策編 第3章 第20節 「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第1項「防疫対策」に準ずる。

市の行うべき災害防疫業務は次のとおりである。

《防疫の応急措置内容》

- ア. 予防教育及び広報活動の強化
- イ. 消毒の施行
- ウ. そ族、昆虫等の駆除
- エ. 生活用水の使用制限及び供給等
- オ. 避難所の衛生管理及び防疫指導
- カ. 臨時予防接種の実施

2. 健康診断、臨時予防接種

(1) 健康診断

健康診断については、一般災害対策編 第3章 第20節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第1項「防疫対策」に準ずる。

(2) 臨時予防接種

臨時予防接種については、一般災害対策編 第3章 第20節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第1項「防疫対策」に準ずる。

(3) 防疫活動

1) 市に対する指示及び制限

市に対する指示及び制限については、一般災害対策編 第3章 第20節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第1項「防疫対策」に準ずる。

3. 清掃対策

清掃対策については、一般災害対策編 第 3 章 第 20 節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第 2 項「清掃対策」に準ずる。

4. 食品衛生対策

監視指導業務については、一般災害対策編 第 3 章 第 20 節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第 3 項「食品衛生対策」に準ずる。

5. 保健衛生

(1) 健康・栄養相談の実施

1) 健康相談の実施

保健師班を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

- ア. 災害時要援護者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- イ. 避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- ウ. 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導
- エ. メンタルケアの実施

2) 栄養相談の実施

栄養士班を編成して以下の巡回栄養相談等を行う。

- ア. 災害時要援護者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養指導
- イ. 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- ウ. 避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

(2) メンタルケア

メンタルケアについては、一般災害対策編 第 3 章 第 14 節「医療救護体制」第 2 項「医療体制」に準ずる。

1) 児童、生徒のメンタルケア

児童、生徒のメンタルケアについては、本章第 16 節「文教対策の実施」に準ずる。

(3) 愛玩動物の収容対策の実施

県は、市、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を以下のように行う。

- 1) 飼い主のわからない負傷または放し飼い状態の動物の保護
- 2) 避難所における動物の適切な飼育

6. 環境対策

災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止する。

(1) 市

市は、有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告するものとする。

(2) 工場・事業所等

- 1) 工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関に報告するものとする。

- 2) 工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等に対し適切に対応するものとする。

第 1 2 項 遺体の捜索、収容及び火葬

1. 災害救助法に基づく措置

災害救助法に基づく措置については、一般災害対策編 第 3 章 第 21 節「行方不明者の捜索、処理及び埋葬計画」第 1 項「災害救助法に基づく措置」に準ずる。

2. 遺体の捜索

遺体の捜索については、一般災害対策編 第 3 章 第 21 節「行方不明者の捜索、処理及び埋葬計画」第 1 項「災害救助法に基づく措置」に準ずる。

3. 遺体の処理

遺体の捜索については、一般災害対策編 第 3 章 第 21 節「行方不明者の捜索、処理及び埋葬計画」第 1 項「災害救助法に基づく措置」に準ずる。

4. 遺体の埋葬

遺体の捜索については、一般災害対策編 第 3 章 第 21 節「行方不明者の捜索、処理及び埋葬計画」第 1 項「災害救助法に基づく措置」に準ずる。

第 1 3 項 飲料水の供給

《 基本方針 》

市は、給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

1. 災害救助法に基づく措置

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者（給水対象者）

(2) 支出できる費用

- 1) 水の購入費
- 2) 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- 3) 薬品及び資材費

(3) 期間 【資料編*4 参照】

災害発生の日から 7 日以内

*4 資料 3.15.1「給水車・給水用機械・給水タンク保有数量」

給水量等の基準は、一般災害対策編 第3章 第15節「給水計画」第1項「給水計画」に準ずる。

2. 給水計画

(1) 給水計画

震災時においては、配水管等の破損等による断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

また、避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、地震発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

(2) 応急給水の目標水量

給水量については、地震発生後3日間については、飲料水として3リットル／人・日を目安とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として、市の実態に即して給水レベルごとに、目標水量を設定する。

《 目標値設定例 》

経過日数	目標水量	給水レベル
3日間	3 ^{リットル} ／人・日	飲料水（生命維持用水）
10日間	20 ^{リットル} ／人・日	飲料水+炊事用+トイレ用水
21日間	100 ^{リットル} ／人・日	上記+洗濯水+避難所での入浴
28日間	約250 ^{リットル} ／人・日	自宅での入浴・洗濯
29日間	通水	被災前と同水準

(3) 震災後の応急措置の内容

《水道施設の応急措置内容》

- ア. 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- イ. 取水、送水、浄水施設等の被害把握、仮復旧
- ウ. 給水車等の応急給水方法の確保（使用不能の場合）
- エ. 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- オ. 給水（場所、時間、方法）等に関する広報

(4) 応急給水の実施

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。上記以外の項目については、一般災害対策編 第3章 第15節「給水計画」第1項「給水計画」に準ずる。

第 1 4 項 食糧の供給

《 基本方針 》

被災者に対し、米穀、乾パン等の主要食糧の供給を迅速かつ円滑に実施する。

1. 救助法による炊き出し及び食品の給与方法

(1) 給与の対象・方法

給与の対象・方法については、一般災害対策編 第 3 章 第 16 節「食糧供給計画」第 1 項「食糧供給計画」に準ずる。

2. 食糧供給計画

食糧供給計画については、一般災害対策編 第 3 章 第 16 節「食糧供給計画」第 1 項「食糧供給計画」に準ずる。

第 1 5 項 生活必需品の供給

《 基本方針 》

被災者に対し寝具、被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平常から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握確認に努め、災害時には速やかな確保と配給に期するとともに、供給を迅速かつ円滑に実施する。

1. 災害救助法に基づく措置

(1) 被服、寝具その他の生活必需品の供給または貸与

1) 対象者

対象者については、一般災害対策編 第 3 章 第 17 節「生活必需品供給計画」第 1 項「災害救助法の基づく措置」に準ずる。

2) 被服、寝具その他の生活必需品

被服、寝具その他の生活必需品については、一般災害対策編 第 3 章 第 17 節「生活必需品供給計画」第 1 項「災害救助法の基づく措置」に準ずる。

3) 供給または貸与の方法

供給または貸与の方法については、一般災害対策編 第 3 章 第 17 節「生活必需品供給計画」第 1 項「災害救助法の基づく措置」に準ずる。

4) 供給または貸与の期間

供給または貸与の期間については、一般災害対策編 第 3 章 第 17 節「生活必需品供給計画」第 1 項「災害救助法の基づく措置」に準ずる。

2. 生活必需品等供給計画

(1) 生活必需品等供給計画の方針

1) 生活必需物資の供給は、生活必需物資の欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある災害時要援護者（高齢者、乳児、傷病者等）に対し優先的に実施する。

2) 当初にあつては、県、市備蓄の毛布の放出及び協定業者から生活必需物資を調達し、配付する。

協定業者に依頼する場合、物資の調達だけでなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市職員による直接的な調達・配送活動は管理上の必要を除いて最小限にとどめる。

3) 住民等においては以下のように対応する。

ア. 2～3 日間は、原則として住民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。

イ. 住民相互で助け合う。

在宅の災害時要援護者への生活必需物資の配送等は地域で対応する。

4) 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別、男女の性差によるニーズ等を考慮して配給計画を立てて、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施するものとする。

(2) 生活必需品等の範囲

生活必需品の範囲については、一般災害対策編 第 3 章 第 17 節「生活必需品供給計画」第 2 項「生活必需品等供給計画」に準ずる。

第 1 6 項 住宅の確保

1. 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設については、一般災害対策編 第 3 章 第 24 節「応急仮設住宅建設等計画」第 1 項「仮設住宅・住宅応急修理体制」に準ずる。

(2) 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理については、一般災害対策編 第 3 章 第 24 節「応急仮設住宅建設等計画」第 1 項「仮設住宅・住宅応急修理体制」に準ずる。

2. 応急住宅対策

(1) 震災後の応急措置の内容

- 1) 被災建築物の調査の実施
- 2) 危険度判定調査の実施
- 3) 応急住宅修理計画検討
- 4) 仮設住宅建設計画検討

(2) 応急住宅対策の実施

1) 被災建築物の調査の実施

震災後の建築物調査は被害調査報告に基づき実施する。

2) 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定

地震災害により被災した建築物及び宅地が、余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、「応急危険度判定士」の協力を得て実施する。

ア. 応急危険度判定士派遣要請

市は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

イ. 応急危険度判定活動

応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（（財）日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）」の判定基準に基づき行う。

3) 二次災害防止のための応急措置

市は、被災建築物応急危険度判定結果に基づき、立入り制限等の措置を行う。

3. 仮設住宅建設計画

(1) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、災害発生後、避難者の健全な住民生活の早期確保を図るため、速やかに県と協議のうえ仮設住宅の建設を行う。ただし、被災者の入居手続き等を円滑に行うとともに、生活再建についても十分配慮する。

1) 応急仮設住宅の供与

被災の規模、被災世帯等に応じ、応急仮設住宅の供与を実施する。

ア. 速やかに住宅被害状況を把握し、その応急復旧に努める。

イ. 応急仮設住宅の建設計画を立案し、住民に対して入居募集等の広報を行う。

ウ. 入居世帯数の不足に応じて、周辺市町村の協力を得る。

- エ. 入居後の生活再建策、要援護者対策等を配慮した入居措置を検討する。
- 2) 建設資機材の調達

建設資機材の調達については、一般災害対策編 第 3 章 第 24 節「応急仮設住宅建設等計画」第 1 項「仮設住宅・住宅応急修理体制」に準ずる。

- 3) 公的住宅空家のあっせん

公的住宅空家のあっせんについては、一般災害対策編 第 3 章 第 24 節「応急仮設住宅建設等計画」第 1 項「仮設住宅・住宅応急修理体制」に準ずる。

4. 空き家住宅の確保

- (1) 以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応する。

- 1) 公的住宅

市営住宅のほか、県営住宅、県内各市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、住宅・都市整備公団、雇用促進事業団等の所有する空き家

- 2) 民間アパート等賃貸住宅
3) 企業社宅、保養所等

- (2) 募集は、被災市及び空き家提供事業主体が行うものとする。

5. 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住宅、または周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する。

- (1) 実施責任者

- 1) 住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
2) 救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合または知事の実施を待つことができない場合は、市が行う。

- (2) 障害物除去の方法

- 1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用いまたは土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮し、行う。

- (3) 災害救助法に基づく措置

- 1) 障害物除去の対象

障害物除去の対象については、一般災害対策編 第 3 章 第 24 節「応急仮設住宅建設等計画」第 1 項「仮設住宅・住宅応急修理体制」に準ずる。

- 2) 除去の方法

救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合または知事が実施するいとまがない場合は市長）が実施する。

- 3) 期間

期間については、一般災害対策編 第 3 章 第 24 節「応急仮設住宅建設等計画」第 1 項「仮設住宅・住宅応急修理体制」に準ずる。

6. 公営住宅の修繕・建設

(1) 公営住宅の修繕・供給促進

市及び県は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、市が建設し、管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

第 1 7 項 ごみ・し尿・がれき等の処理

1. 清掃計画の実施

(1) ごみ処理

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という。）を適正に処理する。

- 1) 仮設ごみ集積所の確保
- 2) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

- ア. ごみの収集処理方針の周知
- イ. ごみの分別への協力要請

上記以外の項目については、一般災害対策編 第 3 章 第 20 節「防疫、清掃、食食品衛生監視計画」第 2 項「清掃対策」に準ずる。

2. し尿処理

災害により発生したし尿を適正に処理する。

- (1) 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。
仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置するものとする。
- (2) 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- (3) 激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、隣近所での協力等を呼びかける。

上記以外の項目については、一般災害対策編 第 3 章 第 20 節「防疫、清掃、食食品衛生監視計画」第 2 項「清掃対策」に準ずる。

3. へい獣処理

へい獣処理については、一般災害対策編 第 3 章 第 20 節「防疫、清掃、食食品衛生監視計画」第 2 項「清掃対策」に準ずる。

4. がれき処理

震災による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」という。）を適正に処理する。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第3章 第20節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第2項「清掃対策」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(1) 市、県及び関係機関は、次の方針によりがれきの処理を実施する。

- 1) がれきのうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。この場合、緊急啓開路線については、優先的に実施する。
- 2) がれき発生現場での分別を原則とする。
- 3) 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。
- 4) 環境汚染の未然防止または住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- 5) がれき処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保する。

(2) 市は、次のとおりがれき処理を実施する。

1) がれきの発生量の見積もり

被害状況をもとにがれきの発生量を見積もる。

2) 処理体制の決定

がれきの見積り量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。

被害が甚大で市で処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施する。

3) がれきの仮置場及び搬送路の確保

短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保する。

また、仮置場及び最終処分地までの搬送路を確保する。

4) がれき発生現場における分別

原則としてがれき発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

5) がれきの仮置場への搬入

6) 仮置場の消毒

7) 処理施設への搬入

8) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、がれき処理の円滑な推進を図る。

- ア. がれきの収集処理方針の周知
- イ. がれきの分別への協力要請
- ウ. 仮置場の周知
- エ. 最終処分地、仮置場への直接搬入の依頼

(3) 関係機関

関係機関においては、(1)に基づき、がれきの処理を行う。

5. 障害物除去

(1) 道路、河川、港湾等に残る障害物の除去

上記の対策によっても、道路、河川、港湾等に残る障害物については、それぞれ、道路、河川、港湾等の管理者が除去する。

(2) 資機材、人員の確保

資機材、人員の確保については、一般災害対策編 第 3 章 第 22 節「障害物除去計画」第 4 項「資機材、人員の確保」に準ずる。

(3) 除去した障害物の集積場所

- 1) 盗難の危険のない場所を選定する。

第 1 8 項 文教対策の実施

1. 学校教育対策

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第 3 章 第 23 節「文教対策計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(1) 避難所としての学校の役割

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市が行うものとする。

教職員は、児童生徒等の安全確保し、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

2. 文化財応急対策

文化財応急対策については、一般災害対策編 第 3 章 第 24 節「応急仮設住宅建設等計画」第 2 項「文化財応急対策」に準ずる。

第 1 9 項 警備対策の実施

1. 警察の任務

(1) 警察の任務

警察の任務については、一般災害対策編 第 3 章 第 13 節「公安警備・救出計画」第 1 項「警察の任務」に準ずる。

(2) 警備体制

警備体制については、一般災害対策編 第 3 章 第 13 節「公安警備・救出計画」第 1 項「警察の任務」に準ずる。

第 20 項 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施

1. 電気施設災害応急対策（九州電力株式会社）

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

大規模な地震発生時における対策は、一般災害対策編 第 3 章 第 28 節「公益事業等施設災害対策計画」第 1 項「電気施設災害対策」に準ずる。

2. ガス施設災害応急対策（筑紫ガス株式会社）

大規模な地震発生時における対策は、一般災害対策編 第 3 章 第 28 節「公益事業等施設災害対策計画」第 2 項「ガス施設災害対策」に準ずる。

3. 国内通信施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社）

大規模な地震発生時における対策は、一般災害対策編 第 3 章 第 28 節「公益事業等施設災害対策計画」第 3 項「通信施設災害対策」に準ずる。

4. 上水道施設対策

(1) 取水施設

取水施設の被災については、一般災害対策編 第 3 章 第 29 節「上水道、下水道施設災害対策計画」第 1 項「上水道施設災害応急対策」に準ずる。

(2) 浄水施設

- 1) 浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 2) 浄水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

(3) 送配水ポンプ施設

送配水ポンプ施設については、一般災害対策編 第 3 章 第 29 節「上水道、下水道施設災害対策計画」第 1 項「上水道施設災害応急対策」に準ずる。

(4) 送配水施設

送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水本管、給水拠点に至る路線を優先し、計画的な応急復旧を行う。

(5) 上水道施設の応急対策

応急復旧工事は、管工事協同組合等の協力を得て実施する。ただし、被害の状況により近隣市町等に応援を要請する。

1) 初期の段階

復旧部隊の編成

調査員（危険箇所、漏水箇所の調査）

監督員（工事監督、弁操作）

- 2) 第 2 段階： 各近隣市町に工事支援を要請し対応する。
- 3) 応急復旧工事の順序

ア. 初期段階	<ol style="list-style-type: none">a. 仕切弁を止める。b. 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）c. 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）d. 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）
イ. 第 2 段階	<ol style="list-style-type: none">a. 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。b. 各家庭における止水栓（第 1 止水）を止める。c. 緊急拠点配水地点、コミュニティセンター等の第 1 次避難所において臨時給水を行う。d. 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）

5. 下水道施設災害応急対策

下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、震災時において下水道施設の機能が損なわれた場合は、浸水対策、衛生対策の面で都市等の機能に重大な影響を与える。このため、下水道管理者（市・県）は、震災時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応する。

(1) 管渠

管渠の被災については、一般災害対策編 第 3 章 第 29 節「上水道、下水道施設災害対策計画」第 1 項「上水道施設災害応急対策」に準ずる。

(2) ポンプ場及び処理場

ポンプ場及び処理場の被災については、一般災害対策編 第 3 章 第 29 節「上水道、下水道施設災害対策計画」第 1 項「上水道施設災害応急対策」に準ずる。